

政策体系	政策No.	1	政策名	にぎわい(産業の活力あふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり)	施策幹事課	商工振興課			
	施策No.	1	施策名	地域経済を支える商工業の振興	施策幹事課長名	池田 豊明			
施策関係課名		霧島PR課、農政畜産課、都市計画課							
1 基本計画期間(2018年度～2022年度)における施策の方針									
<p>商工業者の持続的な経営安定や経営基盤の強化に資する各種支援策の充実を図るとともに、創業しやすい環境整備など、創業者の支援に努めることで、商工業者の所得向上を目指します。</p> <p>また、商業集積地域の魅力づくりに取り組み、商店街に人が集まり、安全・安心に買い物ができるよう支援します。</p> <p>さらに、産官学・農商工連携を推進し、霧島産物を生かした新商品の開発や「霧島ブランド」の確立、販路拡大を目指します。</p>									
2 施策の成果把握									
①成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(100%以上) △目標を未達成(100%未満)							
		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の方向性
A	商工業に活気があると思う市民の割合	%	成り行き値	36.0	36.5	37.0	37.5	38.0	更なる増加を目指します
			目標値	38.0	40.0	42.0	44.0	46.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	市創業支援センターにおける創業相談件数	件	成り行き値	40	40	40	40	40	更なる増加を目指します
			目標値	55	60	60	60	60	
			実績値	48					
			達成率	87%					
			結果	△					
C	新規加入事業所数(商工会議所・商工会)	事業所	成り行き値	110	110	110	110	110	更なる増加を目指します
			目標値	125	130	135	140	145	
			実績値	134					
			達成率	107%					
			結果	◎					
D	霧島ブランド認定件数	件	成り行き値	0	0	0	0	0	更なる増加を目指します
			目標値	12	18	18	18	18	
			実績値	38					
			達成率	317%					
			結果	◎					
E	空き店舗率	%	成り行き値	23.0	24.0	25.0	25.0	25.0	更なる減少を目指します
			目標値	19.0	18.0	17.0	16.0	15.0	
			実績値	22.7					
			達成率	81%					
			結果	△					
② 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		③ 2022年度の目標値設定の考え方							
A 商工業に活気があると思う市民の割合 ※市民意識調査		A 各基本事業を着実に実施し、商工業に活気があると思う市民の割合が46%になることを目指す。							
B 市創業支援センターにおける創業相談件数 ※創業支援センターへの創業相談件数		B 創業に対する機運の醸成を図るとともに、継続した創業支援を展開することにより、2022年度については年間60件の創業相談件数を目指す。							
C 新規加入事業所数(商工会議所・商工会) ※商工会議所及び商工会への加入状況調査		C 市内商工業者の持続的な経営安定や経営基盤の強化に資する各種支援を商工会議所、商工会と連携して行うことにより、商工業者の育成を図り、2018年度は125事業者を目標値とし、毎年5事業者ずつの新規会員増加を目指す。							
D 霧島ブランド認定件数 ※霧島市で生産された農林水産物や加工品、土産品、取組、活動について認定制度に基づく申請受付と審査を行い、霧島ブランドとして認定された数を実績とする。		D 2018年度は初年度であることから12件を目標値とし、毎年18件を認定することを目指す。							
E 空き店舗率 ※商工会議所及び商工会による空き店舗状況調査結果		E 遊休不動産の有効活用を促進し、商業の集積を図ることにより、2018年度は空き店舗率19%を目標値とし、毎年1%ずつの減少を目指す。							
		F							

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画より)

本市は、これまで関係機関と連携を図りながら、市内商工業者の持続的な経営安定、経営基盤の強化に努めるとともに、空き店舗等を利用した創業希望者に対する家賃補助など、創業しやすい環境整備を行ってきました。しかしながら、少子高齢化の進行による社会構造の変化や大型商業施設・コンビニエンスストアの出店増、ICTを活用した電子商取引等の購買動向の多様化等により、市内の商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

今後は、これらの状況等を踏まえて2017(平成29)年9月に霧島市中小零細企業振興会議から提出された「霧島市中小零細企業振興に関する提言書」に掲げる重点目標に沿った具体的な取組策等に基づき、商工業者、特に、中小零細企業の経営基盤の強化や人材の育成を図っていく必要があります。

また、併せて、商店街を中心とした商業集積地域の魅力を高め、買い物しやすく、買い物に訪れたいくなる、賑わいのあるまちづくりを進める必要があります。

さらに、産官学・農商工連携の強化を図り、本市の地域資源を活用した「霧島ブランド」を確立するとともに、効果的なプロモーションやセールスの展開を図るため、官民一体となった販路開拓・販売促進のための支援制度を強化していく必要があります。

4 施策の現状

①2018年度施策の取組方針

- 「霧島市中小零細企業振興に関する提言書」に基づき、市内中小零細企業が持続的な経営の安定や経営基盤の強化を図るための制度を創設するとともに、労働生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤の構築を促進する。
- 本市における創業支援体制を強化し、創業希望から創業実現までハンズオン支援を受けることができる体制を整える。
- 地域産品を生かしたブランド化の推進を図るとともに、地産地消を進めるためのマッチング及び地産外消を進めるためのプロモーションやセールス活動を行う。
- 歩行者の回遊性と快適な歩行空間の整備を行うとともに、民間による空き店舗等の活用を促進させることにより、まちとしての総合力や賑わいの向上を図る。

②2018年度の取組方針の達成状況

- 中小零細企業の持続的な経営の安定や経営基盤の強化、更に人手不足等に対応した事業基盤の構築を図るため、販売促進支援制度を創設するとともに、設備投資を通じて労働生産性の向上を図る市内中小企業を対象として、取得した償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとする制度を創設した。
- 市創業支援体制を大幅に見直し、市創業支援等事業計画の変更を行った。また創業者のフォローアップとして広報支援制度を創設するなど、本市における創業しやすい環境整備を行った。
- 市独自のブランド認定や市内のホテル・レストランのシェフと生産者をつなぐマッチングツアー、ブランド認定品を使った東京の著名なレストランでのイベント等を行った。
- 国分中央地区都市再生整備計画に基づき、細街路の整備を行うとともに、商業施設や業務施設等の立地誘導を行い、商業拠点として魅力ある商業環境を創出した。

5 2019年度施策の取組方針

- 「霧島市中小零細企業振興に関する提言書」に基づき、市内中小零細企業が持続的な経営の安定や経営基盤の強化を図るための制度を創設するとともに、労働生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤の構築を促進する。
- 創業支援者同士の連携を密にするとともに、より創業に関心を持ってもらうため創業機運の醸成を図る。
- 地域産品を生かしたブランド化の推進を図るとともに、地産地消を進めるためのマッチング及び地産外消を進めるためのプロモーションやセールス活動を行う。
- 歩行者の回遊性と快適な歩行空間の整備を行うとともに、民間主導による空き店舗や公共空間の活用を促進させることにより、まちとしての総合力や賑わいの向上を図る。
- 消費税・地方消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う。

6 2020年度施策の取組方針

- 「霧島市中小零細企業振興に関する提言書」に基づき、市内中小零細企業が持続的な経営の安定や経営基盤の強化を図るための制度を創設するとともに、労働生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤の構築を促進する。
- 創業支援者同士の連携を密にするとともに、より創業に関心を持ってもらうため創業機運の醸成を図る。
- 地域産品を生かしたブランド化の推進を図るとともに、地産地消を進めるためのマッチング及び地産外消を進めるためのプロモーションやセールス活動を行う。
- 歩行者の回遊性と快適な歩行空間の整備を行うとともに、民間主導による空き店舗や公共空間の活用を促進させることにより、まちとしての総合力や回遊性の向上を図る。

政策体系	政策No.	1	基本事業名	商工業者の育成・支援	基本事業 主担当課	商工振興課
	施策No.	1				
	基本事業No.	1				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

商工業者の持続的な経営安定や経営基盤の強化を図るため、既存の支援制度を継続するとともに、社会経済状況や商工業者のニーズを捉えた新たな支援制度の創設に努めます。

また、商工会議所・商工会・かごしま産業支援センター等と連携し、商工業者に有益な事業・制度の情報提供を行うほか、特に中小零細企業については、「霧島市中小零細企業振興に関する提言書」に掲げる重点目標に沿った具体的な取組等に基づき、積極的な事業を展開します。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

地域の経済や雇用を支える商工業者は、人口減少、経営者の高齢化等の経済社会の構造変化により、需要の低下、売上の減少など厳しい経営環境に直面している。そのような状況の中、地域経済の活性化に向け、平成26年に「小規模企業振興基本法」が策定され、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等、事業の「持続的発展」を基本原則として位置づけ、小規模事業者の支援の強化が求められている。

また、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、今後は事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

更には、近年多発する自然災害は、個々の中小企業の経営だけでなく、国におけるサプライチェーンにも影響を与えるおそれもある。これを踏まえ、中小企業の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、市は商工会及び商工会議所と共同で中小企業の災害対応力を高めることが求められている。

3 2018年度基本事業の取組方針

■新たに第2期(2年)の中小零細企業振興会議を開催し、事業の振り返りや新規事業についての評価検討を行うとともに、重要な課題等に対しては、専門部会を開催し、その課題解決を図るための検討を行う。

■商工会議所及び商工会の経営発達支援計画に基づく経営相談や講習会、人材・担い手の育成、特産品等の開発、地域振興に係る事業等を支援し、商工業の振興を図る。

■商工業者の持続的な経営安定を図るため、制度資金の借入者に対して、利子補給補助金を交付する。

■市内の中小零細企業において、新たな市場、販路を開拓し経営基盤の強化を図るとともに、地域経済の活性化や雇用創出を図る。

■中小零細企業が持続的な経営の安定や経営基盤の強化を図るために行う販売促進などへの取組みを支援する。

■市内中小企業の設備投資を強力に後押しすることにより、中小企業の労働生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤の構築を支援する。

4 2018年度の取組達成状況

■第2期(2年)の中小零細企業振興会議を開催し、事業の振り返りや新規事業についての評価検討を行った。また人手不足に関して専門部会を開催し、その課題解決を図るための検討を行い、関係機関と情報を共有した。

■経営指導(商工会議所:1,801件、商工会:4,520件)や講演会(商工会議所:13回、商工会:32回)を行うことにより、経営に関する知識が深まり、商工業者の経営の安定に繋げることができた。

■利子補給補助金を289件交付したことにより、負担が軽減された分を事業の運営に回せるなど、経営の安定化を図る一助となった。

■国内外の展示会・商談会へ6社が出展することにより、新たな市場、販路を開拓し経営基盤の強化を図られた。

■商工会議所及び商工会の支援を受けながら経営計画及び事業計画書を作成した25社が、2018年度から開始した「霧島市中小零細企業持続化支援事業補助金」を活用し、販売促進に取り組んだ。

■先端設備等導入計画の作成・認定を受け、設備投資を通じた労働生産性の向上を図る市内中小企業には、対象償却資産に係る固定資産税の特例を行った。また、28社の中小企業に対し、同計画の認定を行った。

5 2019年度基本事業の取組方針

■第2期中小零細企業振興会議2年目では、中小零細企業振興に関する提言内容についての取り組み総括を行い、事業者の課題解決を図るための新たな施策の検討や既存施策の評価検討を会議や部会において継続して行う。

■商工会議所及び商工会の経営発達支援計画に基づく経営相談や講習会、人材・担い手の育成、特産品等の開発、地域振興に係る事業等を支援し、商工業の振興を図る。また連携体制について強化を図るとともに、新たに事業継続力強化のための支援体制を構築する。

■利子補給補助金は、平成20年12月より緊急経済対策として補助率を借入金額の1%ではなく2%としているが、これを維持する。

■中小零細企業が持続的な経営の安定や経営基盤の強化を図るために行う販売促進などへの取組みを支援するとともに、要件等制度見直しなどを行う。

■市内中小企業の設備投資を強力に後押しすることにより、中小企業の労働生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤の構築を支援する。

■消費税・地方消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主を対象としたプレミアム付商品券の販売や、取扱事業者の公募、換金等の事務を行う。

6 2020年度基本事業の取組方針

■第3期中小零細企業振興会議を開催し、中小零細企業振興に関する提言内容についての評価検討をもとに、事業者の課題解決を図るための新たな施策の検討や既存施策の評価検討を会議や部会において継続して行う。

■商工会議所及び商工会の経営発達支援計画に基づく経営相談や講習会、人材・担い手の育成、特産品等の開発、地域振興に係る事業等を支援し、商工業の振興を図る。

■利子補給補助金は、近年の利子補給実績や経済状況(2019年10月の消費税増税による消費状況等)、金利状況などを考慮し、今後の補助率設定の方針決定をする。

■中小零細企業が持続的な経営の安定や経営基盤の強化を図るために行う販売促進などへの取組み支援を、要件等制度見直しなどを図りながら、継続して実施する。

■市内中小企業の設備投資を強力に後押しすることにより、中小企業の労働生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤の構築を支援する。

政策体系	政策No.	1	基本事業名	創業しやすい環境整備	基本事業 主担当課	商工振興課
	施策No.	1				
	基本事業No.	2				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

空き店舗の新たな活用や地域経済の活性化等を図るため、「霧島市創業支援事業計画」に基づき、関係機関と連携した各種施策を展開するなど、創業希望者の支援を行います。

特に、これまで創業をためらっていたなどの潜在的創業ニーズに対応するため、「霧島市創業支援センター」の周知を図るとともに、各種専門機関と連携して、創業に向けた相談や創業後のフォローアップに努めます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

民間活力を高めしていくためには、引き続き地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要との観点から、産業競争力強化法に基づく創業等の支援については恒久措置とすることとなっている。また、国は従来行われていた創業支援のみならず、創業に関する国民の理解及び関心を深めるため、創業の普及啓発に関する取組みについても応援することとしている。

一方、「2018年度起業と起業意識に関する調査(日本政策金融公庫)」によると、まだ起業していない理由として、「自己資金の不足」、「失敗時のリスクの大きさ」、「ビジネスのアイデアが思いつかない」などが挙げられている。また相対的に「29歳以下」の若い世代の起業関心層の割合や起業家の数が多く、全体として起業関心層の割合は増えている。今後、より一層創業に対する支援制度の充実が求められている。

3 2018年度基本事業の取組方針

■本市における創業支援体制を強化するため、創業支援等事業計画の変更を行う。

■霧島市創業支援センターを引き続き開設し、創業希望者に対する窓口相談を行うとともに、創業希望から創業実現までのハンズオン支援を受けられる体制を整える。

■創業後のフォローアップ支援を検討する。

4 2018年度の取組達成状況

■平成30年11月29日付けで経済産業省による市創業支援等事業計画の変更認定を受けた。

■霧島市創業支援センターへの創業相談件数は48件あり、うち創業した数は16件であった。また、市内の創業希望者を対象とした創業スクールを開催し、49名が受講、そのうち6名が創業に至るなど、受講生の創業に関する知識の向上や実際の創業につなげることができた。

■「中小零細企業持続化補助制度」を創設し、創業2年未満の事業者に対する広報活動支援を行った。

5 2019年度基本事業の取組方針

■創業に対する理解及び関心を深めるため、創業支援等事業計画に創業機運醸成事業を創設する。

■霧島市創業支援センターを引き続き開設し、創業希望者に対する窓口相談を行うとともに、創業実現までハンズオン支援を受けられる体制を整える。

■産業支援センターや金融機関等の関係団体との連携を検討する。

6 2020年度基本事業の取組方針

■創業無関心層に対する創業機運醸成事業を引き続き実施し、創業に対する理解及び関心を深める。

■霧島市創業支援センターを引き続き開設し、創業希望者に対する窓口相談を行うとともに、創業実現までハンズオン支援を受けられる体制を強化する。

■起業した人、起業を目指す人、それを支える支援者等の交流を促進する。

政策体系	政策No.	1	基本事業名	霧島ブランドの確立と販路の拡大	基本事業 主担当課	霧島PR課
	施策No.	1				
	基本事業No.	3				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

本市産品や技術を生かした商品開発を支援するため、商工会議所や商工会、特産品協会、JAあいら、第一工業大学等との産官学連携による「ガストロノミー推進協議会」の活動や農商工連携を推進するとともに、情報の共有や人材の育成、ブランド制度の設計やビジネスマッチング等に取り組むことにより、「霧島ブランド」の確立を目指します。

また、国内外での商談会等への参加を積極的に推進するとともに、霧島ブランドの効果的なプロモーションやセールスの展開を図るため、官民一体となった販路開拓・販売促進のための支援制度の強化に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

本市の恵まれた地域産品を生かした六次産業化やブランド化の推進、市場のニーズに合った新商品の開発・提供、話題性のある効果的なPRを実施し、地域産品の付加価値向上による採算性(稼ぐ力)の向上が求められている。

3 2018年度基本事業の取組方針

- 産官学や農商工連携を推進するとともに、地域産品を生かしたブランド化の推進を図る。
- 地産地消を進めるためのマッチングや地産外消を進めるためのプロモーションやセールス活動を行う。
- 市独自のブランド認定制度の制度設計を行い、募集認定事業を行うとともに、これらのPR活動を行う。
- ブランド力を高めるためのセミナーの開催やブランド認定審査委員の意見をフィードバックする機会を設ける。

4 2018年度の取組達成状況

- JAあいら、商工会議所・商工会による包括連携協定が締結された。
- 「霧島茶」が地域団体商標に登録された。また全国茶品評会において煎茶10kgの部で農林水産大臣賞をはじめ上位入賞により2年連続の産地賞を獲得し、ブランド力の向上につながった。
- 市内のホテル、レストランのシェフと生産者をつなぐマッチングツアーやブランド認定品を使った東京の著名なレストランでのフェア開催、香港での食材フェアへの参加、出品、香港からの産地視察の受入を行った。
- 第1回目となる霧島ガストロノミーブランド「ゲンセン霧島」の募集、審査を行い、産品サービス部門33件、取組活動部門5件が認定された。
- ブランド力を高めるためのセミナーを4回開催し、認定事業の審査委員長、審査委員によるフィードバック相談会を2日間にわたり実施した。

5 2019年度基本事業の取組方針

- 産官学や農商工連携を推進するとともに、地域産品を生かしたブランド化の推進を図る。
- 地産地消を進めるためのマッチングや地産外消を進めるためのプロモーションやセールス活動を行う。
- 市独自のブランドの募集認定事業を行うとともに、これらのPR活動を行う。
- ブランド力を高めるためのセミナーの開催やブランド認定審査委員の意見をフィードバックする機会を設ける。
- 認定事業者による意見交換等の場を設け、生産者間の情報共有やコラボによる新商品の開発などを促進する。

6 2020年度基本事業の取組方針

- 産官学や農商工連携を推進するとともに、地域産品を生かしたブランド化の推進を図る。
- 地産地消を進めるためのマッチングや地産外消を進めるためのプロモーションやセールス活動を行う。
- ブランドの募集認定事業を行うとともに、これらのPR活動を行う。また、現在最高七つ星の認定制度に加え、更なるブランド力を高めるための上位認定などの企画を展開する。
- ブランド力を高めるためのセミナーの開催やブランド認定審査委員の意見をフィードバックする機会を設ける。
- 認定事業者による意見交換等の場を設け、生産者間の情報共有やコラボによる新商品の開発などを促進する。

政策体系	政策No.	1	基本事業名	地域特性を生かした商圏の充実	基本事業 主担当課	商工振興課
	施策No.	1				
	基本事業No.	4				

1 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

商店街の賑わい向上や商業機能の強化のため、効果的な空き店舗活用支援を行います。
また、バリアフリー設備や駐輪場の整備、防犯設備の設置など、高齢者をはじめ、誰もが、不自由なく安心して便利に買い物ができる環境づくりに努めるなど、地域の特性を生かした商圏の充実を図ります。

2 基本事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

病院や学校、官公庁などの公共施設の郊外移転による都市機能の拡散や、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少などにより商店街の衰退が進みつつある。また市内の商店は、経営者の高齢化や後継者不足などによって閉店、廃業が増えており、空き店舗率も高くなっている。
一方、人口減少社会を迎え、求められる都市像やニーズの変化を受け、車中心の社会から人間中心の快適な都市空間の創出が重要視されてきている。特に、商店街を人間中心の魅力ある空間として再生するためには、地域住民や民間事業者の多様なニーズを踏まえながら、行政と民間が各々の役割を担うことが求められており、その実現にあたっては、従前の行政主導の手法ではなく、民間と連携しながら合意形成や事業を進めていくことが重要になってきている。

3 2018年度基本事業の取組方針

- 空き店舗等ストックバンクに登録されている空き店舗等を利用した営業を希望する創業予定者に対し、営業を行う店舗部分の家賃補助を行うことにより、まちに賑わいを創出するとともに地域経済の活性化を促進する。
- 都市再生整備計画区域(国分中央地区)においては、商業施設や業務施設等の立地誘導を行い、商業拠点として魅力ある商業環境を創出する。
- 商店街活性化事業を通して、商店街の賑わい創出を支援する。
- 街なかの細街路に歩道を設置し、安全に買い物ができる環境づくりを図る。

4 2018年度の取組達成状況

- 空き店舗等を活用し、営業を開始した事業者11名に対し、家賃補助を行った。
- 都市再生整備計画区域(国分中央地区)の空き店舗等を活用し、営業を開始した事業者に対して家賃補助を行い、新たに飲食店(4軒)や美容室(1軒)が開店した。
- 川跡ちようちん通り会が新たに設置した街路灯について、施設整備補助を行い、夜間の「賑わい創出」及び「防犯性の向上」につながった。
- 国分中心市街地の細街路(延長65m)の歩道の整備を行った。

5 2019年度基本事業の取組方針

- 空き店舗等ストックバンクに登録されている空き店舗等を利用した営業を希望する創業予定者に対し、営業を行う店舗部分の家賃補助を行うことにより、まちに賑わいを創出するとともに地域経済の活性化を促進する。
- 都市再生整備計画区域(国分中央地区)においては、商業施設や業務施設等の立地誘導を行い、商業拠点として魅力ある商業環境を創出する。
- まちなかに賑わいを取り戻し、商店街の再生・活性化に寄与するため、官民連携によるリノベーションまちづくりの手法により、市内の空き店舗等を活用した起業を促進するとともに、商店街における空き店舗等の遊休不動産の再生を担う人材を育成する。
- 街なかの細街路に歩道を設置し、安全に買い物ができる環境づくりを図る。

6 2020年度基本事業の取組方針

- まちなかに賑わいを取り戻し、商店街の再生・活性化に寄与するため、官民連携によるリノベーションまちづくりの手法により、市内の空き店舗等を活用した起業を促進するとともに、商店街における空き店舗等の遊休不動産の再生を担う人材を育成する。
- 都市再生整備計画区域(国分中央地区)においては、商業施設や業務施設等の立地誘導を行い、商業拠点として魅力ある商業環境を創出する。
- 公共空間の活用を促進し、民間主導によるリノベーションまちづくりを支援する。
- 街なかの細街路に歩道を設置し、安全に買い物ができる環境づくりを図る。